

## <ツアーと補助金算定額の事例> ※日帰りの場合

### 袋井市団体ツアー支援事業補助金

【補助対象者】(申請できる事業者)

旅行業法第3条の規定により旅行業者として登録を受けている者

※1…補助額(日帰り)=単価×バス台数+加算

※2…日帰りの場合、3箇所目以降から1万円を加算

ツアー	催行期間		日数	訪れる市内観光施設等(★は飲食店・土産物店)				人数	バス台数	出発地
	開始日	終了日		1箇所目	2箇所目	3箇所目	4箇所目			
例1	●/▲	●/▲	1	★袋井観光センター(食事処として)	法多山			35人	1台	〇〇県 〇〇市
例2	●/▲	●/▲	1	★袋井観光センター(土産物店として)	可睡斎			80人	2台	〇〇県 〇〇市
例3	●/▲	●/▲	1	★袋井観光センター(食事処として)	可睡斎	可睡ゆりの園		35人	1台	〇〇県 〇〇市
例4	●/▲	●/▲	1	★茶ピア(土産物店として)	法多山	可睡斎	油山寺	20人	1台	〇〇県 〇〇市
例5	●/▲	●/▲	1	★遠州和の湯(食事処として)	法多山	可睡斎	油山寺	70人	2台	〇〇県 〇〇市

補助金交付額の算定(※1)					
泊	バス1台単価	バス台数	加算(※2)	交付額小計	補助金交付額合計
無	¥30,000	1台		¥30,000	¥260,000
無	¥30,000	2台		¥60,000	
無	¥30,000	1台	¥10,000	¥40,000	
無	¥30,000	1台	¥20,000	¥50,000	
無	¥30,000	2台	¥20,000	¥80,000	

バス2台だと、@3万円×2で 6万円!

日帰りの場合、3箇所目以降から1箇所につき1万円を加算!

- ↑
- ・各所を訪れる順番は問いません
  - ・行程の前後に、本市以外の観光地等が含まれていても構いません。